

○ 認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年
内閣府、厚生労働省、法務省、令第一号）
文部科学省、農林水産省、
経済産業省、環境省、

改正案	現行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 旧特定保険業者の保険契約の移転（第十六条―第二十一条） 第四章（略） 第五章 保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託 第一節 保険契約の移転（第六十九条―第七十四条） 第二節・第三節（略） 第六章―第八章（略） 附則 （保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項） 第九条 改正法附則第二条第六項に規定する主務省令で定める事項は、同条第三項第四号に掲げる書類にあつては、次に掲げるものとする。 一―三（略） 四 第三十九条第一項の契約者配当準備金（同項を除き、以下単に	目次 第一章・第二章（略） 第三章 旧特定保険業者の保険契約の包括移転（第十六条―第二十一条） 第四章（略） 第五章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託 第一節 保険契約の包括移転（第六十九条―第七十四条） 第二節・第三節（略） 第六章―第八章（略） 附則 （保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項） 第九条 改正法附則第二条第六項に規定する主務省令で定める事項は、同条第三項第四号に掲げる書類にあつては、次に掲げるものとする。 一―三（略） 四 第三十九条第一項の契約者配当準備金（第四十三条第一項第四

「契約者配当準備金」という。）及び契約者配当の計算の方法に
関する事項

五・六 （略）

（保険契約管理者に適用される規定の読替え）

第十五条 改正法附則第二条第十二項の規定により保険契約管理者
（同項に規定する保険契約管理者をいう。第八十九条第一項第十
六号ロにおいて同じ。）が認可特定保険業者とみなされる場合にお
ける第五十九条、第六十五条、第六十九条から第七十一条まで、第
七十二条から七十四条まで、七十五条（第七号及び第八号を除く。
）、第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条（第一項第七号
、第十一号及び第十五号を除く。）の規定の適用については、第六
十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認
可特定保険業者の場合」と、「外国保険会社等」とあるのは「外国
保険会社等の場合」と、第七十二条第二項第七号イ中「責任準備金
その他の準備金の額」とあるのは「責任準備金その他の準備金に相
当する額」と、同号ロ中「係る責任準備金その他の準備金の額」と
あるのは「係る責任準備金その他の準備金に相当する額」と、「算
定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項におい
て読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人
の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準
備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）」とあるのは「算

号、第四十九条第二号、第五十条第二項及び第五十六条第一項第
五号において単に「契約者配当準備金」という。）及び契約者配
当の計算の方法に関する事項

五・六 （略）

（保険契約管理者に適用される規定の読替え）

第十五条 改正法附則第二条第十二項の規定により保険契約管理者
（同項に規定する保険契約管理者をいう。第八十九条第一項第十
六号ロにおいて同じ。）が認可特定保険業者とみなされる場合にお
ける第五十九条、第六十五条、第六十九条から第七十一条まで、第
七十二条から七十四条まで、七十五条（第七号及び第八号を除く。
）、第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条（第一項第七号
、第十一号及び第十五号を除く。）の規定の適用については、第六
十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認
可特定保険業者の場合」と、「外国保険会社等」とあるのは「外国
保険会社等の場合」と、第七十二条第二項第六号中「責任準備金の
額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準
備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項第十四号中
「責任準備金」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、第七十
四条中「、移転業者の事業方法書等に定めた事項のうちの移転対象
契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、
第七十五条第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業に係る
事業の譲渡」と、同条第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険

出方法」と、同号ハ中「責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の算出方法）」とあるのは「責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法」と、第七十二条の二第一項第二号中「移転業者を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること」とあるのは「移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること（移転業者を保険者とする保険契約にあつては、責任準備金に相当する額が適正に積み立てられること）」と、第七十四条中「、移転業者の事業方法書等に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、第七十五条第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業に係る事業の譲渡」と、同条第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四第二項の規定による官報による公告及び当該合併認可特定保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並びに」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項の規定による公告を

業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四第二項の規定による官報による公告及び当該合併認可特定保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並びに」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項の規定による公告をしたこと及び」と、「当該官報による公告」とあるのは「当該公告」とする。

したこと及び」と、「当該官報による公告」とあるのは「当該公告」とする。

第三章 旧特定保険業者の保険契約の移転

（保険契約の移転に係る備置書類）

第十六条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転業者（以下この章において単に「移転業者」という。）並びに改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先法人（以下この章において単に「移転先法人」という。）の貸借対照表（移転先法人にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。）

（保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項）

第十七条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準

第三章 旧特定保険業者の保険契約の包括移転

（保険契約の移転に係る備置書類）

第十六条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転業者（第十九条において単に「移転業者」という。）並びに改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先法人（以下この章において単に「移転先法人」という。）の貸借対照表（移転先法人にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。）

（保険契約の移転に係る公告事項）

第十七条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準

用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 移転先法人の名称

二 移転先法人の主たる事務所の所在地

三 保険契約の移転後における移転対象契約（改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第十九条第二項、第十九条の二第一号及び第二十一条において同じ。）に関するサービスの内容の概要

四 保険契約の移転前及び移転後における移転業者及び移転先法人の配当の方針並びに保険契約の移転前における移転業者及び移転先法人の配当の額

（保険契約に係る債権の額）

第十八条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第三項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一・二 （略）

（保険契約の移転の認可の申請）

第十九条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項

用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、移転先法人の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（保険契約に係る債権の額）

第十八条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一・二 （略）

（保険契約の移転の認可の申請）

第十九条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項

の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転業者及び移転先法人の連名の認可申請書を行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〇五 (略)

六 移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

七 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

八 移転業者を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金に相当する額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金に相当する額及びそれらの算出方法

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法

(削る)

の期間経過後一月以内に、移転業者及び移転先法人の連名の認可申請書を行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〇五 (略)

(新設)

六 移転対象契約（改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。以下この項及び第二十一条において同じ。）について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

七 移転業者を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金に相当する額を記載した書面

八 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金に相当する額及びそれらの算出方法を記載した書面

九・十 (略)

十一 移転先法人を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性（移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の算出方法）

十二 (略)

十三 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者（改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。次号において同じ。）の数又はその者の前条に規

九・十 (略)

十一 移転先法人を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

十二 (略)

十三 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

定する金額が、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第三項に定める割合を超えなかったことを証する書面

十四 前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転業者及び移転先法人の対応を記載した書面

十五 移転先法人の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

十六 (略)

(保険契約の移転の認可の審査)

第十九条の二 行政庁は、前条第一項の規定による認可の申請に係る改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十九条第二項の規定により審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

二 保険契約の移転後において、移転先法人を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること（移転業者を保険者とする保険契約にあ

十四 移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者である場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該移転先法人の保険計理人が確認した結果を記載した意見書

(新設)

十五 (略)

(新設)

つては、責任準備金に相当する額が適正に積み立てられること）が見込まれること。

三 保険契約の移転後において、移転先法人の契約者配当準備金、適正に積み立てられることが見込まれること。

（保険契約の移転後の公告事項）

第二十条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第四百十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過

二 （略）

第五章 保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

第一節 保険契約の移転

（保険契約の移転に係る備置書類）

第六十九条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百

（保険契約の移転後の公告事項）

第二十条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第四百十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過

二 （略）

第五章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

第一節 保険契約の包括移転

（保険契約の移転に係る備置書類）

第六十九条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百

三十五条第三項に規定する移転業者（以下この節において単に「移転業者」という。）及び改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先会社（以下この節において単に「移転先会社」という。）の貸借対照表（認可特定保険業者にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等にあつては日本における保険業の貸借対照表。第七十二条第二項第四号、第七十七条第二項第四号及び第七十八条第二項第四号において同じ。）

（保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項）

第七十条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 移転先会社の商号、名称又は氏名

二 移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

三 移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であ

三十五条第三項に規定する移転業者（第七十二条及び第七十四条において単に「移転業者」という。）及び改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先会社（以下この節において単に「移転先会社」という。）の貸借対照表（認可特定保険業者にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等にあつては日本における保険業の貸借対照表。第七十二条第二項第四号、第七十七条第二項第四号及び第七十八条第二項第四号において同じ。）

（保険契約の移転に係る公告事項）

第七十条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地とする。

るかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第七十二条第二項第十六号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

四 保険契約の移転後における移転対象契約（改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第七十二条第二項、第七十二条の第二項第一号及び第七十四条において同じ。）に関するサービスの内容の概要

五 保険契約の移転前及び移転後における移転業者及び移転先会社との契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転業者及び移転先会社の配当等の額

（保険契約に係る債権の額）

第七十一条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第三項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一・二 （略）

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第七十一条の二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項

（保険契約に係る債権の額）

第七十一条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一・二 （略）

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第七十一条の二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項

は、第七十条各号に掲げる事項とする。

(保険契約の移転の認可の申請)

第七十二条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、認可申請書を移転業者の行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一五 (略)

六 移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

七 移転業者を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を

は、第七十条に規定する事項、移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約（改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。次条第二項及び第七十四条において同じ。）に関するサービスの内容とする。

(保険契約の移転の認可の申請)

第七十二条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間経過後一月以内に、認可申請書を移転業者の行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一五 (略)

(新設)

六 移転業者を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び

記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の算出方法）

（削る）

八・九 （略）

十 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並

移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

八・九 （略）

十 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第九十九条において準用する法第一百六条第一項の規定により日本において積み立てる責任準備金）

びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の規定により日本において積み立てる責任準備金。ロ及びハ並びに次条第二号において同じ。）その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性（移転先会社が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転先会社が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の算出方法）

十一・十二（略）

十三 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者（改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。次号において同じ。）の数又はその者の第七十一条に規定する金額が、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第三項に定める割合を超えなかったことを証する書面

（備金）の額を記載した書面

十一・十二（略）

十三 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第七十一条に規定する金額が、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

十四 前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転業者及び移転先会社の対応を記載した書面

十五 (略)

十六 移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

十七 移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

十八 (略)

3 (略)

(保険契約の移転の認可の審査)

第七十二条の二 移転業者の行政庁は、前条第一項の規定による認可の申請に係る改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第二項の規定により審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

十四 移転先会社が認可特定保険業者（改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）である場合には、移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十五 (略)

(新設)

(新設)

十六 (略)

3 (略)

(新設)

二 保険契約の移転後において、移転業者を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

三 保険契約の移転後において、移転先会社の契約者配当準備金（保険会社にあつては保険業法施行規則第六十四条第一項の規定、外国保険会社等にあつては同令第四百六条第一項の規定又は少額短期保険業者にあつては同令第二百十一条の四十二第一項の規定により積み立てる契約者配当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。

四 保険契約の移転後において、移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

2 移転先会社の行政庁は、前条第二項第十五号に掲げる書面を作成するときは、前項各号に掲げる事項に配慮するものとする。

（保険契約の移転後の公告事項）

第七十三条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第四百四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三百七十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過

二 （略）

（保険契約の移転後の公告事項）

第七十三条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第四百四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三百七十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過

二 （略）

[